

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2021年1月

集積回路・ソフトウェア産業に新たな財務・税務優遇政策

概要

国務院は、2020年8月4日付で「新時代における集積回路産業及びソフトウェア産業の高品質な発展を促進する若干の政策」（国発【2020】8号、以下「8号文」）を公布し、財務・税務、投資・融資、研究開発、輸出入、人材、知的財産権、市場応用、国際提携などの分野から集積回路産業及びソフトウェア産業に対する37項目の支援政策・措置を提出した。このうち、公布された財務・税務政策の優遇度合いはこれまでになく大きいものであり、企業は関連優遇政策を適時に享受できるよう、上述の政策に注目する必要がある。

背景

中国政府は、2000年及び2011年に集積回路産業及びソフトウェア産業の発展を支援する政策をそれぞれ公布している。8号文の公布は、上述の2つの政策を一層強化し、複雑な国際環境における2大産業の今後の発展のためにより良い発展環境を構築する中国政府の決意を表している。8号文は、従来の政策に比べて変更点が多く、対象とする範囲もより広がり、かつ産業の国際提携、革新能力の向上及び発展の品質を強調している。8号文で公布された財務・税務関連政策は、これらの政策の中で最も重要な政策であり、かつてないほど大きな優遇度合いを示している。例えば、集積回路の線幅が28nm（ナノメートル）以下、かつ一定の経営期間の要件に該当する集積回路メーカー又はプロジェクトに対して、10年間、企業所得税を免除する優遇政策を新たに付け加えた。本稿では、8号文と現在適用されている財務・税務政策を比較分析して、関連する提案を行う。

筆者の所見

8号文の重要な財務・税務政策	現在適用中の財務・税務優遇政策
<p>➢ 企業所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が奨励する集積回路の線幅が <ul style="list-style-type: none"> ➢ 28nm以下、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、1年目から10年目まで企業所得税を全額免除する。 ➢ 65nm以下、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「5免5減半（1～5年目は全額免税、6～10年目は税率半減で課税）」の優遇政策を享受できる。 ➢ 130nm以下、かつ経営期間が10年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「2免3減半（1～2年目は全額免税、3～5年目は税率半減で課税）」の優遇政策を享受できる。 国が奨励する線幅が130nm以下の集積回路メーカーの課税年度に発生した損失を、翌年度以降に繰り越すことを認める。また、その繰越期間は10年を超えないものとする。 国が奨励する集積回路の設計、設備、材料、パッケージ、テストに従事する企業及びソフトウェア企業は、黒字（注：税務上累損を 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年1月1日以降に投資・新設された線幅が130nm未満、かつ経営期間が10年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 2018年1月1日以降に投資・新設された線幅が65nm未満或いは投資額が150億人民元超、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは、企業所得税の「5免5減半」の優遇政策を享受できる。 2017年12月31日以前に設立され、黒字転換していない集積回路の線幅が0.25μm未満又は投資額が80億人民元超、かつ経営期間が15年以上の集積回路メーカーは、黒字転換した年度から企業所得税の「5免5減半」の優遇政策を享受できる。 2017年12月31日以前に設立され、黒字転換していない集積回路の線幅が0.8μm以下の集積回路メーカーは、黒字転換した年度から企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。 中国国内で新設された集積回路設計企業及び関連要件に該当するソフトウェア企業は、認証を経て、黒字転換した年度から企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。

<p>補填した後)に転換した年度から企業所得税の「2 免 3 減半」の優遇政策を享受できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国が奨励する重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業は、黒字に転換した年度から、1～5 年目は企業所得税を全額免除され、それ以降は 10%の税率で企業所得税が徴収される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 政府の計画・配置範囲内にある重要なソフトウェア企業及び集積回路設計企業が、該当年度に免税優遇を享受していない場合、10%の税率で企業所得税を徴収される。 • 要件に該当する集積回路のパッケージ、テストに従事する企業及び集積回路の重要な専用材料メーカー、集積回路専用設備メーカーは、企業所得税の「2免3減半」の優遇政策を享受できる。
---	--

8号文の重要な財務・税務政策	現在適用中の財務・税務優遇政策
<p>➤ 増値税及び輸入関税</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 集積回路企業及びソフトウェア企業に対する増値税優遇政策を継続的に施行する。 • 一定の期間において、集積回路の線幅が 65 nm以下の論理回路、メモリーメーカー、線幅が 0.25 μm (マイクロメートル) 以下の特殊工程集積回路メーカー (マスク、8 インチ以上のシリコンウエハーメーカーを含む) が輸入する自社用の生産用原材料、消耗品、クリーンルーム専用建材、関連システム及び集積回路製造設備部品に対して輸入関税を免除する。 • 集積回路の線幅が 0.5 μm以下の化合物集積回路メーカー及び先進的なパッケージ・テスト企業が輸入する自社用の生産用原材料、消耗品に対して輸入関税を免除する。 • 一定の期間において、免税不可輸入商品目録に掲載されている商品を除き、国が奨励する重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業、及び第 (六) 条で言及された集積回路メーカー及び先進的なパッケージ・テスト企業が輸入する自社用の設備、及び契約に基づき設備に伴って輸入される技術 (ソフトウェアを含む) 及び部品、備品などに対して輸入関税を免除する。 • 一定の期間において、集積回路の重要なプロジェクトのために輸入される新規設備に対して、輸入増値税の分割納付を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国が認証する集積回路の重要なプロジェクトのために、企業が設備を購入することで生じた増値税期末留保税額を還付する。 • 増値税一般納税者は自社が開発・生産したソフトウェア製品の販売に対して、法定税率に基づき実際の増値税負担額が 3%を超えた部分に対して即時徴収・即時還付を行う。 • 「外商投資プロジェクト免税不可輸入商品目録」及び「国内投資プロジェクト免税不可輸入商品目録」に属する商品を除き、ソフトウェア企業が自社の需要に合わせて輸入する設備、及び契約に基づき設備に伴って輸入される技術 (ソフトウェアを含む) 及び部品、備品などに対して輸入関税及び輸入増値税を免除する。

上述の比較分析を通して、下記のことが読み取れる。

- 8 号文はこれまで集積回路産業に対して段階的に施行してきた優遇政策を踏襲し、技術基準レベルに応じて更に細分化した。例えば、線幅が 28 nm以下の集積回路メーカー又はプロジェクトに対して、前例のない 10 年間の企業所得税免除の優遇措置を与えた。これにより、企業の税負担が更に軽減され、企業の更なる革新を促進して、より先進的かつ高度な技術の研究開発を推奨する。
- 集積回路の線幅が 65 nm又は 130 nm未満の集積回路メーカー又はプロジェクトに対する企業所得税の優遇政策を継続する。
- 関連要件に該当する集積回路メーカーに生じた損失の繰越期間を 5 年から 10 年に延長する。
- 8 号文は輸入課税優遇に対して期限を設定した。最近、世界的に広がる貿易制限は中国へのハイエンド部品の流通にも影響を及ぼした。このため、中国政府は、企業が自主研究開発の度合いを高め、海外の集積回路及びソフトウェア製品への依存を軽減するよう推奨している。
- また、8 号文では、中国国内で設立され、かつ関連要件に該当する集積回路企業 (設計、生産、パッケージ、テスト、設備、材料企業を含む) 及びソフトウェア企業は、その所有制の性質にかかわらず、前述の関連政策を享受できる。このため、国有企業、民営企業、外資系企業のいずれも政策支援の恩恵を受けられる。

留意すべきことは、8 号文では国が奨励する集積回路メーカー・プロジェクト、重要な集積回路設計企業及びソフトウェア企業に対して「リスト」管理を行い、関連リストは国家発展改革委員会及び工業情報化部が共同して定めるものとしている点である。また、国が奨励する集積回路設計、設備、材料、パッケージ、テストに従事する企業に対して「要件」管理を行い、関連要件は工業情報化部と関連機関で共同して定められる。詳細な「リスト」と「要件」の管理方法は今後、明確化される予定である。

提案

8号文における財務・税務政策の優遇度合いはかつてないほど大きいものの、詳細な実施規定の公布が待たれる。集積回路企業及びソフトウェア企業は今後の政策動向に注目し、事前に自社の実際状況を評価して、早期にプランニングを立てることをお勧めする。

特に各優遇措置で定められた「リスト」及び「要件」管理のそれぞれに異なった管理モデルに対して、企業は自社の実状に合わせて、今後の政策動向に注目し、「リストに載る」或いは「要件に該当する」ために備えなければならない。

KPMGは今後も引続き関連政策の動向に注視し、企業に関連する専門的な意見及び提案を提供していく。

(MUFG BK 中国月報 2021年1月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東城区東長安街1号東方広場E2座7F

Tel : +86-10-8508-7638

E-mail : lisa.h.li@kpmg.com